裁判所共済組合特定個人情報等取扱規則

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成２７年１２月２４日　制定）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２８年１２月１４日　一部変更

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年　６月３０日　一部変更

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年　３月　１日　一部変更

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　２年　３月３１日　一部変更

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第１２条の規定に基づき，裁判所共済組合（以下「組合」という。）の取り扱う個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において用いる用語の定義は，番号法第２条に定めるところによるほか，次に定めるところによる。

　組合員　裁判所共済組合定款（平成１７年４月１日全部変更。以下「定款」という。）第１３条に定める組合員（過去にこれに該当した者を含む。）をいう。

　研修講師等　研修講師その他の組合から所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０４条第１項に規定する報酬又は料金の支払を受ける者をいう。

　扶養親族等　一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）第１１条第２項に規定する扶養親族，国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号。以下「国共法」という。）第２条第１項第２号に規定する被扶養者（以下「被扶養者」という。），所得税法第８３条に規定する配偶者控除の対象となる配偶者，同法第８３条の２に規定する配偶者特別控除の対象となる配偶者，同法第８４条に規定する扶養控除の対象となる控除対象扶養親族，地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４５条の３の２，同法第３１７条の３の２及び地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号）第２条の３の２において給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載することとされている控除対象扶養親族以外の扶養親族並びに所得税法第２０３条の５，所得税法施行規則（昭和４０年大蔵省令第１１号）第７７条の４，地方税法第４５条の３の３，同法第３１７条の３の３及び地方税法施行規則第２条の３の５において公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載することとされている控除対象扶養親族以外の扶養親族をいう。

　従事者　組合の業務に従事する者をいう。

　組合職員　従事者のうち，組合に使用される者をいう。

　年金請求者　組合員及びその他の者であって年金給付の受給権が確定し年金の請求をするものをいう。

　保険金等請求者　裁判所共済組合貯金事業運営規則（平成２７年１０月１日制定。以下「貯金事業運営規則」という。）第５条第２項第１号，第３号及び第４号に掲げる保険契約において，保険金又は給付金を請求する者をいう。

　源泉徴収票等　給与所得の源泉徴収票，給与支払報告書その他の法令又は条例の定めにより作成し行政機関及び地方公共団体に提出する個人番号を記載すべき税関係の書類及び電磁的記録（報酬，料金，契約金及び賞金の支払調書を除く。）をいう。

　雇用保険等　雇用保険，健康保険及び厚生年金保険をいう。

　被保険者資格取得届等　雇用保険被保険者資格取得届，雇用保険被保険者資格喪失届，個人番号変更届その他の法令の規定により作成し，所轄の公共職業安定所の長又は日本年金機構（年金事務所を含む。以下同じ。）に提出する個人番号を記載すべき雇用保険等関係の書類及び光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をいう。

　短期給付　国共法第５０条及び第５１条に規定する給付をいう。

第２章　管理体制

（特定個人情報等管理責任者）

第３条　組合に特定個人情報等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き，個人情報保護管理者（裁判所共済組合個人情報保護管理規則（平成１７年４月１日制定。以下「管理規則」という。）第４条に規定する個人情報保護管理者をいう。）をもって充てる。

２　管理責任者は，組合が取り扱う特定個人情報等の管理体制等について監督を行う。

３　管理責任者は，次に掲げる事項を指定する。

　特定個人情報等を取り扱う事務に従事する従事者（以下「事務取扱担当者」という。）

　事務取扱担当者が従事する事務の範囲

（特定個人情報等事務取扱責任者）

第４条　組合に特定個人情報等事務取扱責任者（以下「事務取扱責任者」という。）を置き，個人情報保護責任者（管理規則第５条に規定する個人情報保護責任者をいう。）をもって充てる。

２　事務取扱責任者は，管理責任者の指示に従い，本部（定款第３条第１項に規定する本部をいう。以下同じ。）又は支部（定款第３条第２項に規定する支部をいう。以下同じ。）における組合の取り扱う特定個人情報等を適切に管理する任に当たる。

第３章　特定個人情報等を取り扱う事務の範囲

（特定個人情報等を取り扱う事務の範囲）

第５条　組合が取り扱う特定個人情報等に関する個人番号利用事務とは，次に規定する事務をいう。

　個人番号取得関連事務

第２号から第４号までの各事務を処理するため，本人又は他の個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）に対し個人番号の提供を求め，これを取得する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

　情報照会関連事務

番号法別表第２の第１欄に掲げる情報照会者として，同表の第３欄に掲げる情報提供者に対し，同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求める事務並びに当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して提供する特定個人情報を受領する事務並びに当該情報照会及び情報提供に係る特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

　情報提供関連事務

ア　番号法別表第２の第３欄に掲げる情報提供者として，同表の第１欄に掲げる情報照会者からの照会に対し，同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報を，情報提供ネットワークシステムを使用して提供する事務並びに当該情報照会及び情報提供に係る特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

イ　番号法第１９条第１２号から第１５号までのいずれかに該当する場合に特定個人情報を提供する事務並びに当該情報提供に係る特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

　短期給付支給関連事務

番号法別表第１の２８の項に規定する各事務（以下「短期給付支給関連事務」という。）を実施するため，国共法，国家公務員共済組合法施行令（昭和３３年政令第２０７号。以下「国共法施行令」という。）及び国家公務員共済組合法施行規則（昭和３３年大蔵省令第５４号。以下「国共法施行規則」という。）の規定により，組合員又は短期給付の支給を受けようとする者から個人番号が記載された短期給付支給関連事務に関する書類の提出を受け，短期給付支給関連事務に係る認定又は支給を行う事務並びに対象となる特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

第５条の２　組合が取り扱う特定個人情報等に関する個人番号関係事務とは，次に定める事務をいう。

　個人番号取得関連事務

第２号から第９号までの各事務を処理するため，本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求め，これを取得する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

　源泉徴収票等作成事務

組合職員から特定個人情報等の提供を受け，源泉徴収票等を作成し，行政機関及び地方公共団体に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

　支払調書作成事務

研修講師等から特定個人情報等の提供を受け，支払調書を作成し，行政機関に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

　雇用保険等関連事務

雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号），健康保険法（大正１１年法律第７０号）及び厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）その他の関係法令の規定により，事業主として，雇用保険等に加入する組合職員から特定個人情報等の提供を受け，被保険者資格取得届等を作成し，所轄の公共職業安定所の長又は日本年金機構に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

　国民年金関連事務

　　国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）及び国民年金法施行規則（昭和３５年厚生省令第１２号）の規定により，事業主として，雇用保険等に加入する組合職員又は当該組合職員の国民年金第３号被保険者（国民年金第２号被保険者（国民年金の加入者のうち，原則として６５歳未満の厚生年金の被保険者をいう。）に扶養されている２０歳以上６０歳未満の配偶者をいう。以下同じ。）に該当する配偶者から個人番号が記載された国民年金第３号被保険者関係届の提出を受け，これを日本年金機構に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

　財形貯蓄等関連事務

租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）及び租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）の規定により，勤務先として，組合職員から個人番号が記載された財産形成年金貯蓄又は財産形成住宅貯蓄の非課税に係る手続に関する書類等の提出を受け，組合職員が財産形成年金貯蓄又は財産形成住宅貯蓄の契約を締結する金融機関，証券会社，生命保険会社又は損害保険会社と組合との連絡調整を行う金融機関等に送付する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

　年金等関連事務

ア　所得税法及び地方税法の規定により，年金請求者から個人番号が記載された公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を受け，これを本部又は国家公務員共済組合連合会に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

イ　国共法及び国共法施行規則の規定により，長期組合員（定款第１４条第１項第１号に規定する組合員をいう。）となった者から提出された個人番号が記載された長期組合員資格取得届又は厚生年金保険法第１４条第５号に該当することにより第２号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第２条の５第１項第２号に規定する国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）の資格を喪失した組合員から提出された個人番号が記載された第２号厚生年金被保険者の資格喪失の届出に係る書類の提出を受け，これらを本部を経由して国家公務員共済組合連合会に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

ウ　国民年金法及び国民年金法施行規則の規定により，組合員又は当該組合員の国民年金第３号被保険者に該当する配偶者から個人番号が記載された国民年金第３号被保険者関係届の提出を受け，これを日本年金機構に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

エ　国民年金法，厚生年金保険法，国共法その他の関係法令の規定により，年金請求者，第２号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求する者，３歳に満たない子を養育し，又は養育していた組合員又は組合員であった者その他の年金又は長期給付に関する手続を行おうとする者から，番号法別表第１の２４の項，２９の項又は３１の項に規定する各事務に関し個人番号が記載された書類の提出を受け，これを本部を経由して日本年金機構又は国家公務員共済組合連合会に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

　保険金及び給付金請求事務

貯金事業運営規則第５条第２項第１号，第３号及び第４号に掲げる保険契約により，保険金等請求者から提出された保険金及び給付金請求に係る請求書等を本部及び請求先となる保険会社に送付する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管に関する事務

　　短期給付支給関連事務

　　　国共法，国共法施行令及び国共法施行規則その他の関係法令の規定により，組合員又は高額介護合算療養費若しくは高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額介護合算療養費等」という。）の支給を受けようとする者から個人番号が記載された高額介護合算療養費等の支給に関する書類の提出を受け，これを自己負担額証明書を発行する医療保険者及び介護保険者に提出する事務並びに対象となる特定個人情報等の保管，保存及び廃棄に関する事務

第４章　事務取扱担当者の指定等

（事務取扱担当者の指定等）

第６条　管理責任者は，第３条第３項第１号の規定により事務取扱担当者を指定するに当たっては，前２条各号に規定する事務を担当する係により特定するものとする。ただし，係により特定ができないときは，氏名により特定するものとする。

２　管理責任者は，第３条第３項第２号の規定により事務取扱担当者が従事する事務の範囲を指定するに当たっては，前２条各号に規定する各事務（当該事務の一部の事務のみを取り扱うときは当該事務）を特定するものとする。

３　第３条第３項の規定により行う指定の様式は，別紙様式第１によるものとする。

４　事務取扱担当者が従事することができる事務は，第３条第３項第２号の規定により指定された範囲に限る。

（事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲）

第７条　事務取扱担当者は，第３条第３項第２号の規定により指定された事務を行うために必要な限度で，特定個人情報等及びこれと関連付けて管理される個人情報を取り扱うものとする。

（事務取扱担当者の責務）

第８条　事務取扱担当者は，特定個人情報等の取得，保管，利用，提供，開示，訂正，追加，削除，利用の停止，消去，廃棄又は委託処理等，特定個人情報等を取り扱う業務に従事するときは，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号），番号法，その他の関連法令等及び事務取扱責任者の指示に従い，特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行う。

（事務取扱担当者に対する教育研修）

第９条　管理責任者は，事務取扱担当者に対し，特定個人情報等の取扱いについて理解を深め，特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

２　管理責任者は，事務取扱責任者に対し，特定個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的に実施する。

第５章　取扱区域の管理等

（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）

第１０条　事務取扱責任者は，特定個人情報等の漏えい等を防止するために，特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし，物理的な安全管理措置を講じなければならない。

２　事務取扱責任者は，前項の規定により明確にした取扱区域及び取扱区域内で講じた措置の内容を別紙様式第２により管理責任者に報告する。

（アクセス制限）

第１１条　事務取扱責任者は，特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて，当該特定個人情報等にアクセスする権限を有する事務取扱担当者とその権限の内容を，当該事務取扱担当者が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

２　アクセスする権限を有しない従事者は，特定個人情報等にアクセスしてはならない。

３　事務取扱担当者は，アクセスする権限を有する場合であっても，業務上の目的以外の目的で，特定個人情報等にアクセスしてはならない。

（媒体の管理等）

第１２条　事務取扱担当者は，特定個人情報等が記録されている電子媒体及び書類等の盗難，紛失等を防止するため，事務取扱責任者の指示に従い，当該電子媒体及び書類等を，事務取扱担当者以外の者が取り扱うことのできないよう，施錠のできる保管庫に保管及び施錠を行う。

２　事務取扱担当者は，特定個人情報等が記録されている電子媒体又は書類等を庁舎内で移動させる場合には，盗難，紛失等に留意する。

（媒体の持ち出し等）

第１３条　事務取扱担当者は，特定個人情報等が記録されている電子媒体又は書類等を庁舎外へ送付し，又は持ち出す必要が生じた場合には，事務取扱責任者の指示に従い，容易に個人番号が判明しない措置の実施，追跡可能な移送手段の利用等安全な方策を講ずる。

２　事務取扱担当者は，特定個人情報等が記録されている電子媒体又は書類等を庁　舎外へ送付し，又は持ち出す場合には，事務取扱責任者の指示に従い，その状況を記録する。

（情報漏えい等の防止）

第１４条　事務取扱責任者は，特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合には，通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講じなければならない。

第６章　安全確保上の問題への対応

（情報漏えい事案等への対応）

第１５条　従事者は，特定個人情報等の漏えい等，番号法その他の関連法令等に違反している事案（以下「情報漏えい事案等」という。）又はその兆候を把握した場合には，直ちに事務取扱責任者に報告する。

２　事務取扱責任者は，情報漏えい事案等又はその兆候を把握した場合には，管理責任者に直ちに報告するとともに，被害の発生又は拡大の防止，復旧等のために，適切に対処する。

３　事務取扱責任者は，事実関係を調査し，情報漏えい事案等であることが確認できた場合には，その原因の究明及び影響の範囲の特定を行うとともに，当該情報漏えい事案等の対象となった本人への対応等必要な措置を講じる。

４　前項の規定により情報漏えい事案等であることが確認できた場合には，管理責任者は，直ちに本部長（定款第４条第１項に規定する本部長をいう。以下同じ。）を経由して財務大臣に必要な報告を行う。

（情報漏えい事案等の再発防止）

第１６条　管理責任者は，前条第３項の規定により究明した原因を踏まえ，再発防止のための必要な措置を講じ，速やかに本部長に報告する。

（情報漏えい事案等の公表等）

第１７条　管理責任者は，情報漏えい事案等の内容に応じて公表する。

２　管理責任者は，前項の規定による公表を行う事案については，当該事案の内容，経緯，被害状況等について，速やかに本部長に情報提供を行う。

第７章　特定個人情報等の取得

（特定個人情報等の利用目的の特定及び公表）

第１８条　組合が取得する特定個人情報等の利用目的は，第５条及び第５条の２に規定する事務とする。

２　事務取扱責任者は，前項の利用目的を，裁判所共済組合広報に掲載するとともに本部及び支部窓口に掲示する方法その他合理的かつ適切な方法により公表しなければならない。

（特定個人情報等の取得時の利用目的の通知等）

第１９条　組合は，第５条又は第５条の２に規定する事務を処理するために必要があるときは，本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し，利用目的をあらかじめ明示した上で，個人番号の提供を求めるものとする。

２　番号法第１９条各号のいずれかに該当して個人番号の提供を求めるときは，組合は，本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し，第５条又は第５条の２に規定する事務の複数の利用目的をまとめて明示することができる。

（個人番号の提供を求める時期）

第２０条　組合は，第５条又は第５条の２に規定する事務を処理するために必要が生じたときに個人番号の提供を求めることができる。

２　前項の規定にかかわらず，本人との法律関係等に基づき，第５条又は第５条の２に規定する事務の発生が予想される場合には，契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができる。

（本人確認等）

第２１条　事務取扱担当者は，組合員，研修講師等，組合職員又は年金請求者（以下この条において「組合員等」という。）から個人番号の提供を受けるときは，当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成２６年内閣府，総務省令第３号。以下「番号法施行規則」という。）第１条第１項に規定する書類の提示を受ける方法により，又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成２６年政令第１５５号。以下「番号法施行令」という。）第１２条第１項に規定する措置（番号法施行規則第３条に規定する措置を含む。）をとることにより，番号法第１６条に規定する本人確認の措置をとる。ただし，組合員等の個人番号を初めて取得する場合以外の場合には，組合が保管する個人番号と提出された書類に記載された個人番号を照合することにより，本人確認の措置を省略することができる。

２　組合員等が提出義務者である書類について組合員等からその扶養親族等の個人番号の提供を受けるときは，事務取扱担当者において本人確認の措置をとることを要しない。

３　扶養親族等が提出義務者である書類について組合員等が当該扶養親族等の代理人として当該書類を提出するときは，事務取扱担当者は，組合員等から代理権確認書類及び身元確認書類の提出を受けて代理権及び組合員等の身元を確認するとともに，番号法施行令第１２条第２項に規定する方法により当該扶養親族等の本人確認の措置をとる。ただし，当該扶養親族等の個人番号を初めて取得する場合以外の場合には，組合が保管する個人番号と提出された書類に記載された個人番号を照合することにより，本人確認の措置を省略することができる。

４　他の個人番号利用事務等実施者から個人番号の提供を受けるときは，事務取扱担当者において本人確認の措置をとることは要しない。

５　郵送により特定個人情報等が記載された書類等の提出を受けるときは，事務取扱担当者宛てに書留郵便又は簡易書留郵便により送付するよう依頼する。

第８章　特定個人情報等の利用

（利用の記録）

第２２条　事務取扱担当者は，事務取扱責任者の指示に従い，特定個人情報ファイルの利用状況を記録する。

２　事務取扱責任者は，前項の規定による記録を一定期間保存し，及び定期的に分析するために必要な措置を講ずる。

３　事務取扱責任者は，第１項の規定による記録の改ざん，窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。

第９章　特定個人情報等の保管

（特定個人情報等の取扱状況の管理）

第２３条　事務取扱責任者は，特定個人情報ファイルの利用，保管等の取扱状況を確認する手段として，別紙様式第３による台帳を整備し，特定個人情報等の利用，保管等の取扱状況を管理する。

２　支部の事務取扱担当者は，第５条第２号に規定する特定個人情報の提供を求めるとき又は同条第３号ア若しくはイに規定する特定個人情報の提供があったときは，支部の事務取扱責任者の確認を受けた上で，本部の事務取扱責任者に対し，番号法第２３条第１項及び第２項に規定する事項を報告する。本部の事務取扱責任者は，本部の事務取扱担当者に，それらの事項を情報提供ネットワークシステムに接続された統合専用端末に記録させ，７年間保存する。

（特定個人情報等の保管制限）

第２４条　組合は，特定個人情報ファイル以外に特定個人情報等を保管してはならない。

第１０章　特定個人情報等の提供

（特定個人情報の提供方法等）

第２５条　事務取扱担当者は，第５条第３号イに規定する特定個人情報の提供を行う場合には，送付簿等に必要事項を記載し，事務取扱責任者の確認を受けた上で，持参の方法によるときは紛失しないよう施錠できるケース等に入れて持ち込み，郵送等の方法によるときは配送中の紛失等を防止する措置が講じられた方法を用いる。

２　支部の事務取扱担当者は，総務大臣から番号法第２１条第２項に規定する特定個人情報の提供の求めがあった旨の通知がされた場合は，前項に規定する方法によるほか，支部の事務取扱責任者の確認を受けた上で，本部の事務取扱担当者に対し，情報提供ネットワークシステムを使用することにより当該特定個人情報を提供することを依頼することができる。依頼を受けた本部の事務取扱担当者は，情報提供ネットワークシステムに接続された統合専用端末を用いて特定個人情報を提供する。

第１１章　特定個人情報等の廃棄及び削除

（特定個人情報等の廃棄及び削除）

第２６条　事務取扱担当者は，特定個人情報等が記録されている電子媒体及び書類等について，不要となったとき又は定められた保存期間を経過したときは，速やかに当該特定個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該特定個人情報等の消去又は当該電子媒体及び書類等の廃棄をする。

２　事務取扱担当者は，特定個人情報等が記録されている電子媒体及び書類等を廃棄するときは，事務取扱責任者の指示に従い，その状況を記録する。

３　事務取扱責任者は，特定個人情報等が記録されている電子媒体及び書類等の廃棄作業を委託するときは，委託先が当該電子媒体及び書類等を確実に廃棄したことについて，証明書等により確認する。

第１２章　委託先の監督

（委託先の監督）

第２７条　組合は，第５条及び第５条の２に規定する事務の全部又は一部の委託をする場合には，組合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう，委託先の適切な選定，委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結，委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握等必要かつ適切な監督を行う。

２　第５条及び第５条の２に規定する事務の全部又は一部の委託をする場合の委託契約書に規定する条項は，次に掲げる事項を盛り込むものとする。

　安全確保の措置に関する事項

　秘密保持義務に関する事項

　特定個人情報等の管理状況についての管理に関する事項

　特定個人情報等の目的外利用の禁止

　再委託における条件に関する事項

　情報漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項

　違反した場合における契約解除の措置に関する事項

　委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄に関する事項

　従業者に対する監督及び教育に関する事項

　契約内容の遵守について報告を求める事項

　特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化に関する事項

　委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる事項

３　組合は，委託先において特定個人情報等の安全管理措置が適切に行われていることについて，定期的に報告を求めなければならない。

４　組合は，委託先において情報漏えい事案等が発生した場合に，適切な対応がなされ，直ちに組合に報告される体制になっていることを確認する。

第１３章　管理規則の適用

（管理規則の適用）

第２８条　特定個人情報等の取扱いに関し，この規則に定めがない事項については，管理規則の規定を適用する。

附　則

この規則は，平成２８年１月１日から施行する。

　　附　則（平成２８年１２月１４日一部変更）

この変更は，平成２９年１月１日から施行する。ただし，２の変更は，番号法附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附　則（平成２９年６月３０日一部変更）

　この変更は，平成２９年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年３月１日一部変更）

　この変更は，平成３０年３月５日から施行する。

　　　附　則（令和２年３月３１日一部変更）

この変更は，令和２年３月３１日から施行する。